「高年齢者が年齢に関わりなく働ける職場づくり」に取り組む事業主の皆さまへ

「65歳超雇用推進助成金」のご案内

この助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用環境整備、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するもので、高年齢者の雇用推進を図ることを目的としています。本助成金はⅠ～Ⅲの３つのコースに分けられます。

Ⅰ　65歳超継続雇用促進コース

概要　**A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定めの廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースです。**

支給額　定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて、下表の金額を支給します。

【 A. 65歳以上への定年引上げ 】【 B. 定年の定めの廃止 】　　（ ）は引上げ幅

措置内容 ／ 60歳以上被保険者数	A				B
	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定めの廃止
	（5歳未満）	（5歳）	（5歳未満）	（5歳以上）	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

【 C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入 】　　（ ）は引上げ幅

措置内容 ／ 60歳以上被保険者数	C			
	66～69歳まで		70歳以上	
	（4歳未満）	（4歳）	（5歳未満）	（5歳以上）
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

※定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります。

主な支給要件

○ 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
○ 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
○ 制度の実施日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第８条または 第９条第１項の規定と異なる定めをしていないこと。
○ 支給申請日の前日において、当該事業主に１年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者※が１人以上いること。
※短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。
○ 高年齢者雇用推進員の選任及び次の(a)から(g)までの高年齢者雇用管理に関する措置を１つ以上実施している事業主であること。
【高年齢者雇用管理に関する措置】
(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等　(b)作業施設・方法の改善
(c)健康管理、安全衛生の配慮　(d)職域の拡大　(e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の改善
(f)賃金体系の見直し、(g)勤務時間制度の弾力化

受給手続きの流れ

❶ 定年引上げ等実施後２カ月以内に申請

事　業　主 ⇄ ❶ 支給の申請 / ❷ 支給の決定 ⇄ 独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構
（申請は、主たる雇用保険適用事業所の所在する支部：高齢・障害者業務課）

ＬＬ３００４０１雇 高０１

厚生労働省　独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

Ⅱ　高年齢者雇用環境整備支援コース

概要

高年齢者向けの機械設備の導入や雇用管理制度の整備等について、措置を実施した事業主に対して費用の助成を行うコースです（実施期間：２年以内）。

対象となる措置は以下の通りです。

A．高年齢者向けの機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

高年齢者の就労機会の拡大が可能となる機械設備、作業方法、作業環境の導入又は改善など

B．高年齢者の雇用管理制度の整備

職務に応じた賃金・能力評価制度、短時間勤務制度などの導入・改善、法定外の健康管理制度の導入など

支給額

＜ ＞内は生産性要件を満たした事業主に適用される数値 ※２

支給額は、Ａ・Ｂのいずれの場合も

a.措置に要した費用※１の60%＜75%＞（中小企業以外は45%＜60%＞）と

b. １年以上雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者のうち、

「措置により雇用環境整備計画の終了日の翌日から６か月以上継続して雇用されている人数×28.5万円＜36万円＞」

を比較して、**少ないほうの額を支給**します（企業規模問わず**1,000万円が上限**です）。

支給額のイメージ（中小企業の場合）

【ケース①】

a:費用の60%　＞　b:対象者数×28.5万円

➡ **支給額は、b:対象者数×28.5万円**

【ケース②】

a:費用の60%　＜　b:対象者数×28.5万円

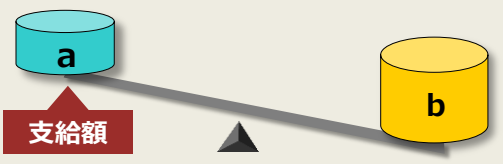

➡ **支給額は、a:支給対象経費の60%**

主な支給要件

※１　「Ｂ．高年齢者の雇用管理制度の整備」について、１企業につき初めの１回に限り、当該措置の実施に30万円の経費を要したものとみなして算定します（２回目以降は実費で算定）。

※２　生産性要件の詳細については、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参照ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

○ 「雇用環境整備計画書」を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画内容について認定を受けていること。

○ 上記計画に基づき、雇用環境整備措置を実施し、当該措置の実施の状況及び雇用環境整備計画の終了日の翌日から６か月間の使用・運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

○ 雇用環境整備計画書提出日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第８条または第９条第１項の規定と異なる定めをしていないこと。

○ 支給申請日の前日において、当該事業主に１年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者※であって、講じられた高年齢者雇用環境整備の措置により雇用環境整備計画の終了日の翌日から６か月以上継続して雇用されている者が１人以上いること。
※短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除きます。

○ 雇用環境整備措置の実施に要した経費であって、対象経費を支給申請日までに支払ったこと。

受給手続きの流れ

❶ 計画開始の３カ月前の日までに申請

事　業　主

❶ 計画の申請 ➡

⬅ ❷ 計画の認定

❸ 支給の申請 ➡

⬅ ❹ 支給の決定

独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構

（申請は、主たる雇用保険適用事業所または措置を実施する雇用保険適用事業所の所在する支部：高齢・障害者業務課）

❸ 計画期間終了日の翌日から６カ月後の日の翌日～その２カ月以内に申請

Ⅲ　高年齢者無期雇用転換コース

概要　**50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。**

支給額　対象労働者一人につき※1、下表の金額を支給します。

＜ ＞内は生産性要件を満たした事業主に適用される数値 ※2

中小企業	中小企業以外
48万円　＜60万円＞	**38万円**　＜48万円＞

※1　支給申請年度１適用事業所当たり10人までとします。
※2　生産性要件の詳細については、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参照ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

主な支給要件

（１）「無期雇用転換計画書」を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出し、計画内容について認定を受けていること。

（２）有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度※を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること。
※実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として平成25年４月１日以降に締結された契約に係る期間が通算５年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限ります。

（３）上記（２）の制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換すること。
※無期雇用転換日において64歳以上の者はこの助成金の対象労働者になりません。

（４）上記（２）により転換された労働者を、転換後６カ月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後６カ月分の賃金※を支給すること。
※通常勤務をした日数が11日未満の月は除きます。

（５）無期雇用転換計画書提出日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第８条または第９条第１項の規定と異なる定めをしていないこと。

受給手続きの流れ

❶ 計画開始の２カ月前の日までに申請

事　業　主

❶ 計画の申請 →
← ❷ 計画の認定
❸ 支給の申請 →
← ❹ 支給の決定

独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構
（申請は、主たる雇用保険適用事業所または措置を実施する雇用保険適用事業所の所在する支部：高齢・障害者業務課）

❸ 対象者に対して転換後賃金を６カ月分支給した日の翌日から起算して２カ月以内に申請

注意事項（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲコース共通）

・助成金の申請に関して、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が調査をしたり、報告を求める場合があります。期限までに機構の求める書類が提出されない場合、助成金は支給しません。

・不正受給を行った事業主は助成金の返還を求められることがあります。また、不正を行った事業主名を機構のホームページで公表し、悪質な場合は刑事事件として告発することがあります。

・機構に提出した書類や添付資料の写しなどは、支給決定されたときから５年間保存しなければなりません。

この助成金の支給要件や手続き等の詳細については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

相談・申請の窓口一覧（各都道府県の支部高齢・障害者業務課）

	所在地	電話番号
北海道	〒063－0804　札幌市西区二十四軒4条1－4－1　北海道職業能力開発促進センター内	011－622－3351
青森	〒030－0822　青森市中央3－20－2　青森職業能力開発促進センター内	017－721－2125
岩手	〒020－0024　盛岡市菜園1－12－18　盛岡菜園センタービル3階	019－654－2081
宮城	〒985－8550　多賀城市明月2－2－1　宮城職業能力開発促進センター内	022－361－6288
秋田	〒010－0101　潟上市天王字上北野4－143　秋田職業能力開発促進センター内	018－872－1801
山形	〒990－2161　山形市大字漆山1954　山形職業能力開発促進センター内	023－674－9567
福島	〒960－8054　福島市三河北町7－14　福島職業能力開発促進センター内	024－526－1510
茨城	〒310－0803　水戸市城南1－4－7　第5プリンスビル5階	029－300－1215
栃木	〒320－0072　宇都宮市若草1－4－23　栃木職業能力開発促進センター内	028－650－6226
群馬	〒379－2154　前橋市天川大島町130－1　ハローワーク前橋3階	027－287－1511
埼玉	〒336－0931　さいたま市緑区原山2－18－8　埼玉職業能力開発促進センター内	048－813－1112
千葉	〒261－0001　千葉市美浜区幸町1－1－3　ハローワーク千葉5階	043－204－2901
東京	〒130－0022　墨田区江東橋2－19－12　ハローワーク墨田5階	03－5638－2284
神奈川	〒241－0824　横浜市旭区南希望ヶ丘78　関東職業能力開発促進センター内	045－360－6010
新潟	〒951－8061　新潟市中央区西堀通6－866　NEXT21ビル12階	025－226－6011
富山	〒933－0982　高岡市八ケ55　富山職業能力開発促進センター内	0766－26－1881
石川	〒920－0352　金沢市観音堂町へ1　石川職業能力開発促進センター内	076－267－6001
福井	〒915－0853　越前市行松町25－10　福井職業能力開発促進センター内	0778－23－1021
山梨	〒400－0854　甲府市中小河原町403－1　山梨職業能力開発促進センター内	055－242－3723
長野	〒381－0043　長野市吉田4－25－12　長野職業能力開発促進センター内	026－258－6001
岐阜	〒500－8842　岐阜市金町5－25　G-front Ⅱ7階	058－265－5823
静岡	〒422－8033　静岡市駿河区登呂3－1－35　静岡職業能力開発促進センター内	054－280－3622
愛知	〒460－0003　愛知県名古屋市中区錦1－10－1 MIテラス名古屋伏見4階	052－218－3385
三重	〒514－0002　津市島崎町327－1　ハローワーク津2階	059－213－9255
滋賀	〒520－0856　大津市光が丘町3－13　滋賀職業能力開発促進センター内	077－537－1214
京都	〒617－0843　長岡京市友岡1－2－1　京都職業能力開発促進センター内	075－951－7481
大阪	〒566－0022　摂津市三島1－2－1　関西職業能力開発促進センター内	06－7664－0722
兵庫	〒661－0045　尼崎市武庫豊町3－1－50　兵庫職業能力開発促進センター内	06－6431－8201
奈良	〒634－0033　奈良県橿原市城殿町433　奈良職業能力開発促進センター内	0744－22－5232
和歌山	〒640－8483　和歌山市園部1276　和歌山職業能力開発促進センター内	073－462－6900
鳥取	〒689－1112　鳥取市若葉台南7－1－11　鳥取職業能力開発促進センター内	0857－52－8803
島根	〒690－0001　松江市東朝日町267　島根職業能力開発促進センター内	0852－60－1677
岡山	〒700－0951　岡山市北区田中580　岡山職業能力開発促進センター内	086－241－0166
広島	〒730－0825　広島市中区光南5－2－65　広島職業能力開発促進センター内	082－545－7150
山口	〒753－0861　山口市矢原1284－1　山口職業能力開発促進センター内	083－995－2050
徳島	〒770－0823　徳島市出来島本町1－5　ハローワーク徳島5階	088－611－2388
香川	〒761－8063　高松市花ノ宮町2－4－3　香川職業能力開発促進センター内	087－814－3791
愛媛	〒791－8044　松山市西垣生町2184　愛媛職業能力開発促進センター内	089－905－6780
高知	〒780－8010　高知市桟橋通4－15－68　高知職業能力開発促進センター内	088－837－1160
福岡	〒810－0042　福岡市中央区赤坂1－10－17　しんくみ赤坂ビル6階	092－718－1310
佐賀	〒849－0911　佐賀市兵庫町大字若宮1042－2　佐賀職業能力開発促進センター内	0952－37－9117
長崎	〒854－0062　諫早市小船越町1113　長崎職業能力開発促進センター内	0957－35－4721
熊本	〒861－1102　合志市須谷2505－3　熊本職業能力開発促進センター内	096－249－1888
大分	〒870－0131　大分市皆春1483－1　大分職業能力開発促進センター内	097－522－7255
宮崎	〒880－0916　宮崎市大字恒久4241　宮崎職業能力開発促進センター内	0985－51－1556
鹿児島	〒890－0068　鹿児島市東郡元町14－3　鹿児島職業能力開発促進センター内	099－813－0132
沖縄	〒900－0006　那覇市おもろまち1－3－25　沖縄職業総合庁舎4階	098－941－3301

◆助成金の詳細は、厚生労働省と（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページにも掲載しています。

【厚生労働省】http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index.html

【独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構】http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/